

弁護団声明

(大阪地裁による不当決定を受けて)

2018年(平成30年)3月30日

高浜原発3, 4号機運転差止裁判弁護団

- 1 大阪地裁第1民事部(森純子裁判長, 谷口哲也裁判官, 黒木宏太裁判官)は, 本日, 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令申立事件において, 同原発の運転差止を命ずる仮処分を求める住民の申立てを却下する不当決定(以下「本件決定」という。)を出した。
- 2 本件決定は, 政府が、「北朝鮮のミサイル開発等は, わが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威である」との認識を示していること、「北朝鮮が我が国を射程に収めるミサイルを保有・開発し, ミサイルの発射実験を繰り返していること」を認めながら, 本件原発を狙うかどうか, 本件原発を狙った場合にそれが本件原発付近に着弾するかどうかは明らかでないなどと述べ, 結局政府が, 武力攻撃事態対処法に基づく武力攻撃事態, 武力攻撃予測事態と認定していないことを理由として, 本件原発にミサイルが着弾する具体的危険があることを否定したものである。
原発にミサイルが着弾するなどという事態はあってはならないし, 運転中の原発にミサイルが着弾するなどという事態は, 万が一にもあってはならない。和平への期待が高まっているが, 国際政治は, 一寸先は闇であり, いつ暗転するかもしれない。だからこそ, 政府は, 武力攻撃事態, 武力攻撃予測事態の認定はしないものの, 常時破壊命令を解除していないのである。判決は, 常時破壊命令の趣旨を軽視し, 政府ですら認めているリスクには目をつぶろうとするものであって, 不当極まりない。
国際政治は, 今後, いつ緊張の度を高めるかもしれない。原発が海岸線にそって無防備に並べられており, 今後も国民だけに向けられた核兵器であり続ける。政府も, 電力会社も, 国民の生命, 身体, 平穏な生活を守るという考えがあるのであれば, 電力供給面において必要のない原発の運転を一刻も早く停止するべきである。
- 3 私たちは, 本件不当決定に屈することなく, 原発事故による被害が二度と生み出されなくなるまで, 闘い続けることを宣言する。

以上